

根室市教育委員会訓令第3号

根室市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和7年10月23日

根室市教育委員会
教育長 波岸克泰

令和7年10月23日
根室市教育委員会訓令第3号

根室市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

根室市立学校職員服務規程（昭和49年根室市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「子育て部分休暇承認請求書」を「子育て部分休暇簿」に改め、「あらかじめ」を削る。

別記第15号の3様式を次のように改める。

別記第15号の3様式（第16条関係）

子育て部分休暇簿

(第1面)

申出対象期間	年度
--------	----

勤務学校	氏名
------	----

1 請求に係る子	氏名	統柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事委員会規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内
	月 日		

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	校長の承認
	月 日				

4 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	校長の承認
	月 日				

5 備考	
------	--

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との統柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類（障害者手帳の写し等）を添付すること。
- 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記載すること。
- 5 申出の内容を変更する（特別な事情がある場合に限る）場合は、子育て部分休暇簿（第1面）の「3 変更(第1回目)」又は「4 変更(第2回目)」を記載し、子育て部分休暇請求時に添付すること。

第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合
年度 氏名 _____

(第2面)

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			請求月日	校長の承認	※出勤簿の整理	備考
	月 日	毎日／曜日等	時 間				
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日			

※欄は、整理者において記載すること。

第1号子育て部分休暇の承認の取消しの場合
年度 氏名 _____

(第3面)

整理番号	子育て部分休暇の承認の取消しの期間			校長の承認	※出勤簿の整理	備考
	月 日		時 間			
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
11	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
12	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
13	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
14	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			
15	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで			

※欄は、整理者において記載すること。

第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合

(第4面)

年度 氏名 _____

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			請求時間数	残時間数	請求月日	校長の承認	※出勤簿の整理	時間 分	備考
	月 日		時 間							
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
11	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
12	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
13	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
14	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
15	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				

※欄は、整理者において記載すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の根室市立学校職員服務規程の規定は、令和7年10月1日から適用する。